資料３

（仮称）旭川市動物愛護基金条例（素案）について

条例制定（基金設置）の背景

平成２４年９月に開設した旭川市動物愛護センター「あにまある」は，「市民が動物とともに生きる心豊かな社会の実現」を目指し，動物愛護・適正飼養の普及啓発，収容動物の譲渡推進等を柱に運営しています。

旭川市動物愛護センター「あにまある」開設後から，収容されている動物に役立ててほしいということで，多くの方々からペットフードやペットシーツ，猫砂などの物品の寄附をいただいております。

また，同様の主旨で現金による寄附の申出や問合せもいただいておりますが，動物愛護に関する基金を設けていないことから，現金による寄附をいただく体制が整っていない状況です。

こうした声に応えるため，「（仮称）旭川市動物愛護基金」を設置し，動物愛護に関する寄附金の受け皿にするとともに，基金を活用した動物の愛護及び管理に関する施策の充実を図ることを目的に，「（仮称）旭川市動物愛護基金条例」を制定します。

条例（素案）の概要

１　設置の目的

動物の愛護及び管理に関する事業に必要な経費（※）の財源に充てるため，基金を設置しようとするものです。（動物愛護に関する寄附金の受け皿とします。）

※動物の愛護及び管理に関する事業に必要な経費として，次に掲げるものを想定しています。

〇収容動物の飼養管理・譲渡推進に関する経費
〇動物愛護センターの設備整備に関する経費
〇飼い主のいない猫の不妊措置に関する経費
〇動物愛護の普及啓発に関する経費
〇動物愛護基金の広報に関する経費　　など

２　積立て

一般会計の歳出予算に計上して積立てを行います。

３　運用益金

金融機関への預金等により発生する運用益金については，この基金に編入します。

施行時期

条例公布の日からの施行を予定しています。